

Lenovo ConnectIN
通信サービス契約約款
(V2.0)

令和8年1月30日
レノボ・ジャパン合同会社

目次

第1章 総則	3
第1条 約款の適用	
第2条 約款の変更	
第3条 用語の定義	
第4条 Lenovo ConnectINのサービス提供区域	
第2章 契約	6
第5条 契約者、利用者の対象と契約者の責任	
第6条 契約の単位	
第7条 利用権の譲渡の禁止	
第8条 契約申込の方法	
第9条 契約申込の承諾	
第10条 その他の利用条件等	
第11条 契約の解除	
第12条 契約者の義務およびサービス範囲	
第13条 契約者の禁止行為	
第3章 利用中止および利用停止	10
第14条 利用中止	
第15条 利用停止	
第16条 利用不能時の対応	
第17条 対応モデルのサポート期間と通信利用可能期間	
第4章 雑則	11
第18条 個人情報保護	
第19条 保証および責任の限定	

第1章 総則

第1条 約款の適用

レノボ・ジャパン合同会社（以下「当社」といいます）は、このLenovo ConnectIN契約約款（以下「約款」といいます）により、Lenovo ConnectINおよび付帯サービスを提供します。

第2条 約款の変更

当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することができます。この場合のLenovo ConnectINの提供条件は変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のWEBサイト

（<https://www.lenovojp.com/business/product/note/WWAN/EURA.pdf>）以下「当社WEBサイト」といいます）その他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

第3条 用語の定義

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
Lenovo ConnectIN	約款に基づき提供されるサービスの総称。下記2種類のサービスから選択可能。 1. Lenovo ConnectIN（最大5年間） 2. Lenovo ConnectIN（最大5年間、国際ローミング対応）
Lenovo ConnectIN対応製品	当社が販売されるeSIM対応モデルの製品のうち、Lenovo ConnectINを利用可能なPC（Chromebookを含む）。 なお、当社のeSIM対応モデルの全製品がLenovo ConnectIN対応製品ではないため、ご購入時に確認が必要となります。
Lenovo ConnectIN契約者または（単に）契約者	Lenovo ConnectINを契約した法人
Lenovo ConnectIN管理者または（単に）管理者	上記契約者において、Lenovo ConnectINの契約及び利用の管理責任を有する方（原則として、Lenovo ConnectINの開通申請を行った方）。 例：上記契約者における情報システム部門や総務部門等における管理者および担当者
Lenovo ConnectIN利用者または利用者	上記契約者の同意と責任の下、Lenovo ConnectINを利用する契約者の組織内または契約者グループ内の従業員
法人	日本法に基づき設立された以下の組織や団体。 株式会社、合同会社、合資会社、合併会社、有限会社、合名会社、協同組合、管理組合、互助会、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、NPO法人、宗教法人、学校法人、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人
電機通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信

電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
5G	電話網又はデータ通信網を使用してKDDI株式会社（以下「KDDI社」といいます。）が提供する電気通信サービス（車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置と無線基地局設備との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限り。）であって、KDDI社のp o v o 1.0 通信サービス契約約款に定めるp o v o 1.0 通信サービス、p o v o 2.0 通信サービス契約約款に定めるp o v o 2.0 通信サービス、U Q m o b i l e 通信サービスⅡ契約約款に定めるU Q m o b i l e 通信サービスⅡ又はU Q m o b i l e 通信サービス契約約款に定めるU Q m o b i l e 通信サービス以外のもの
4G LTE	電話網又はデータ通信網を使用してKDDI社が提供する電気通信サービス（車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置と無線基地局設備との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限り。）であって、KDDI社のU Q m o b i l e 通信サービス契約約款に定めるU Q m o b i l e 通信サービス、副回線通信サービス利用規約に定める副回線通信サービス及びL T E — M 端末（無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 49 条の6の9第 1 項及び第 6 項に定める条件に適合する無線設備をいいます）に対して提供するサービス以外のもの
eSIM	該当端末設備に直接埋め込まれるSIMカードの形態のひとつ。Lenovo ConnectINの提供のために、当社所定の手続きにより端末設備の領域にプロフィールと呼ばれる契約者の電話番号その他の情報が入ったデータのダウンロードが必要となる
eSIM Entry	Lenovo ConnectIN対応製品において回線開通申請及び契約をするためのオンライン上の契約申込フォーム。下記URLからアクセス可能です。 https://esimentry.kddi.com/guide
eSIM Enabler	Lenovo ConnectIN対応製品において、Lenovo ConnectINをスムーズに利用できるためのPC設定用アプリケーション。※Windows OS上からアクセス可能なMicrosoft Store上で「eSIM Enabler」と検索し、ダウンロードおよび設定後に利用可能となります。
通信利用権	Lenovo ConnectIN対応製品において、4G LTE/5Gのデータ通信を利用できる権利。ただし、通信を実際に利用するには、Lenovo ConnectINの開通申請を当社が承諾する必要があります。
通信利用開始日	Lenovo ConnectINの開通申請を当社が承諾した後、eSIMが有効化されて通信利用が可能になる日
通信利用可能期間	Lenovo ConnectIN（最大5年間）、および、Lenovo ConnectIN（最大5年間、国際ローミング対応）は当社の製品出荷日から起算して1年以内に回線開通申請（契約）を行えば、通信利用開始日から上限である1826日間（5年＝60ヶ月、ただし、うるう年は1日追加）通信利用権を行使できます。当社の製品出荷日から1年を超えて回線開通申請をした場合は、1年を超えた日数分だけ通信利用可能期間が減算されます。なお、Lenovo ConnectINの契約後に通信サ

	ービスを利用していない場合（例：PC上で必要な設定をしていない状態が継続）でも、通信利用可能期間は自動的に日単位で減算されます。
--	------------------------------------------------------------------

第4条 Lenovo ConnectINのサービス提供区域

Lenovo ConnectINの提供区域は、KDDI社が提供するau回線サービスがカバーする日本国内全ての地域とします。

また、「Lenovo ConnectIN（最大5年間、国際ローミング対応）」における日本国外における対応国は、KDDI社が提供する海外ローミングサービスの提供対地に準じます。ただし、一部の国においてお客様が購入されたLenovo ConnectIN対応製品が採用している通信モジュールによってはご利用ができない国が生じる場合があります。詳細は下記リンクにある対応表をご確認ください。

ご参考：

- KDDI社提供 au回線エリアマップ：<https://www.au.com/mobile/area/map/>
- Lenovo ConnectIN 国際ローミングサービス対応表：
<https://www.lenovojp.com/business/product/note/wwan/IR.pdf>

第2章 契約

第5条 契約者、利用者の対象と契約者の責任

1. 契約者は法人に限るものとします。この約款における「法人」の定義は、「第3条 用語の定義」に記載の通りとなります。
2. 契約者は、自社における従業員の他に子会社、関連会社、フランチャイジー組織（以下「契約者グループ」といいます）のすべて従業員の利用者としての作為不作為（この約款の遵守を含みますが、これに限りません。）について責任を負うものとします。

第6条 契約の単位

契約者は、当社が販売する新品のLenovo ConnectIN対応製品1台につき1回のみLenovo ConnectINに関する契約を締結するものとします。

第7条 利用権の譲渡の禁止

1. 契約者は当社がこの約款に基づいて提供する通信利用権を譲渡することができません。
2. 通信利用権はLenovo ConnectIN対応製品の新品を購入、またはレンタル契約やリース契約した場合にのみ適用され、通信利用開始後の譲渡品や転売品には適用することができません。ただし、利用者の異動や出向、退職等の理由によってLenovo ConnectIN対応製品利用者を自己または契約者グループの他の従業員に変更する場合において、当該Lenovo ConnectIN対応製品とともに通信利用権を移転することができます。

第8条 契約申込の方法

1. 契約者は、回線開通申請及び契約を行うためのeSIM Entry(オンライン上の契約申込フォーム)における契約申込みに必要となる管理者のメールアドレスおよびパスワードの管理責任を負うものとします
2. 当社は、契約者がLenovo ConnectIN契約上の権利を行使するにあたり、管理者に対しメールアドレスおよびパスワード等の提示を求めることがあります。また、管理者はメールアドレスおよびパスワードを第三者に利用させないものとします。
3. 契約者は、メールアドレスやパスワードが盗用、または盗用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨

を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社はメールアドレスやパスワードの窃用により契約者に生じた損害または、契約者が第三者に与えた損害については一切責任を負わないものとします。

4. メールアドレスやパスワードを含む契約者情報は、eSIM Entry上で変更することができます。

第9条 契約申込の承諾

1. 当社は、法人からLenovo ConnectINの利用申込みがあった際に、受け付けた順番に従って承諾するものとします。
2. 当社の承諾の意思表示は、弊社又は業務委託先からの回線登録完了の通知をもって行うものとします。
3. 前項の規定に関わらず、当社は、通信の取り扱い上余裕がない時は、その申込の承諾を延期することがあります。
4. 前2項の規定に関わらず、当社は次の場合にはその申込みを承諾しないことがあります。
 - 1) 契約者が、Lenovo ConnectIN対応製品の新品を購入したことが確認できない場合
 - 2) 契約者が、Lenovo ConnectIN対応製品の代金支払いを怠ったことが判明した場合
 - 3) 契約者が、当社との契約や約款等の違反、不正行為を行ったことが発覚した場合
 - 4) 第8条に基づき提出された契約申込書、またはその確認のための書類に虚偽の内容または不備がある場合
 - 5) 第12条 契約者の義務およびサービス範囲の規定に違反するおそれがある場合
 - 6) 管理者の本人確認ができない場合
 - 7) 当社が別途定める書類が提示されない場合
 - 8) その他当社の業務の遂行上支障がある場合

第10条 Lenovo ConnectIN利用条件等

1. 契約者は、当社からの通知や連絡（Lenovo ConnectINに関係するものに限りません）を受けるためのメールアドレス（以下「登録メールアドレス」といいます）を当社に届け出るものとします。登録メールアドレスに対する当社からのメール送信により、当社から契約者への意思表示や事実伝達がなされたとみなします。
2. 契約者は、法人名、住所、その他当社に届け出た登録内容に変更が生じたい場合は、当社が別途定める方法により変更の依頼通知を行うものとします。また、管理者の変更や退職・出向などが発生した場合には、変更後の管理者情報と併せて当社に通知するものとします。
3. 電気通信事業法における第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れがあるときは、災害の予防もしくは救助、交通、通信もしくは電力の共有の確保または秩序の1に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を最優先に取り扱うため、Lenovo ConnectINの利用を制限する場合があります。
4. 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。
5. KDDI社の電気通信設備の保守又は工事のためにやむを得ないとき、また、設置する電気通信設備の障害等やむを得ない理由があるときには、Lenovo ConnectINの利用が制限または一時停止される場合があります。
6. 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するとき、Lenovo ConnectINの利用を制限または一時停止をすることがあります。
 - 1) 当約款に定める契約者の義務に違反した場合
 - 2) 当社との契約上の債務の支払いを怠り、または怠る恐れがあることが明らかである場合
 - 3) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でLenovo ConnectINを利用した場合
 - 4) 当社が提供するサービスの他の利用者に対して重大な支障を与える行為を行った場合
 - 5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがあるような利用をした場合

- 6) 「第9条 契約申込の承諾」に定める申込みの拒絶事由に該当した場合
 - 7) 契約者が債務不履行になり倒産、または解散した場合
 - 8) KDDI社と当社の契約が終了した場合
 - 9) KDDI社が当社への卸電気通信役務提供を停止した場合
 - 10) 前各号に掲げるほか、契約者が当社が不適切と判断する態様でLenovo ConnectINを利用した場合
 - 11) 6ヶ月間通信の利用が無いLenovo ConnectIN対象製品
 - 12) Lenovo ConnectIN製品以外の機器で利用していることが判明した場合
7. 当社はLenovo ConnectINの利用を制限または一時停止する場合には、契約者に対し、その10営業日前までにその旨と理由および制限または一時停止にかかる期間の通知を当社WEBサイトまたは登録メールアドレス宛に行います。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない理由がある場合にはこの限りではありません。
8. 当社からLenovo ConnectINの利用に関し説明を求められた時は、契約者は当社に対し当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において業務上の秘密やその他正当な理由がある時は、この限りではありません。
9. Lenovo ConnectINは、解約が可能です。また通信可能期間の5年間（第三条 用語の定義「通信可能期間」をご参照ください）以内であれば同一機種に限り再申し込みすることが可能です。

第11条 契約の解除

契約者は、当社に対し当社が別途指定する方法で通知を行うことにより、いつでもLenovo ConnectINの契約を解除することができます。なお、契約解除通知後に通信利用可能期間が残っている場合においても、当社は通信利用権に対する返金や換金、補償、賠償、代替製品への引き継ぎや移転作業等を行う義務を負わないものとします。

第12条 契約者の義務およびサービス範囲

1. Lenovo ConnectIN利用のための契約業務は、契約者となる法人組織を代表する者が行うものとします。第三者による代理契約を行うことはできません。ただし、契約後に実施するPC上の設定業務については、この限りではないものとします。
2. 契約者がLenovo ConnectINにおいて使用するIPアドレスは、当社が指定します。契約者は、当該IPアドレス以外のIPアドレスを使用してLenovo ConnectINを利用することはできません。
3. Lenovo ConnectINの品質および、他の契約者による利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信容量が膨大に及んでいると当社が判断した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります。契約者はあらかじめ、これに同意するものとします。
4. Lenovo ConnectIN利用時にテザリング（Windows OSにおけるモバイルホットスポットの利用）を行うことを禁止します。テザリング利用が発覚した場合、該当する利用者自身、または契約者組織全体のLenovo ConnectINの利用を停止する場合があります。また、契約者組織全体の利用者に認識不足や過失が多く発生している場合には、端末の管理ポリシーによる利用禁止を行うなどの措置を当社から求めることがあります。また、サービスの再開については、契約者からの運用状況の報告をもって、当社が判断するものとします。
5. 端末ごとのサービス残存期間については、契約者自身が管理責任を負うものとします。
6. Lenovo ConnectINはKDDI社のホームページ上に掲載されているサービス区域内に限り利用することができます。ただし、サービス区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上など電波が届きにくい場所においてはサービス利用できない場合があります。

7. Lenovo ConnectIN (国際ローミング対応)サービスのご提供内容は、KDDI社が提供する海外ローミング機能 (au世界サービス) に準じます。海外ローミング機能は、外国事業者 (KDDI社が別に定める者に限ります。) の電気通信設備から送信された契約者確認信号 (外国事業者の電気通信設備において契約者の移動無線装置を確認した信号をいいます。以下同じとします。) を認識することにより、その外国事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようにする機能をいいます。また、現地事業者の事情により、ご利用可能国・地域・都市が変更になる場合があります。渡航先の通信事情などにより、一覧にある事業者でご利用いただけない場合があっても、当社は一切の責任を負いません。
8. Lenovo ConnectIN (国際ローミング対応)サービスは、日本国内における Lenovo ConnectIN 利用者が海外出張などにおける利用を前提としたサービスとなります。3か月連続で国際ローミングデータが発生し、その間一度も国内利用が無い場合、国際ローミング提供を停止する場合があります
9. 当約款に加えて、別途条件書が定められる場合は、提示された条件書の記載内容が優先されるものとし、同条件書と矛盾しない限り、当約款が適用されるものとします。

第13条 契約者の禁止行為

契約者はLenovo ConnectINの利用に関して以下の行為を禁止します。

1. 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為
2. (1)のほか、当社若しくは他社のインターネット関連設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為
3. 無断で他人に広告、宣伝若しくは勧誘する行為又は他人に嫌悪感を抱かせ、若しくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載若しくは転載する行為
4. 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
5. 人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれがある行為
6. 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為
7. 他人を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
8. 猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
9. 無限連鎖講 (ネズミ講) 若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為
10. 連鎖販売取引 (マルチ商法) に関して特定商取引に関する法律 (昭和 51 年法律第 57号) に違反する行為
11. Lenovo ConnectINにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
12. コンピューターウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
13. 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
14. (1)から(13)のほか、法令又は慣習に違反する行為
15. 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
16. 当社サービスの運営を妨げる行為
17. 上記(16)までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

第3章 利用中止および利用停止

第14条 利用中止

1. 当社は、当社の都合によりLenovo ConnectINの一部又は全部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項によりLenovo ConnectINの一部又は全部を廃止する場合には、契約者に対し廃止する日の90日前までに、その旨を当社WEBサイト上への掲載、またはメールで通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、このかぎりではありません。

第15条 利用不能時における料金の調停

当社の責に帰すべき事由においてLenovo ConnectINが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同程度の状態を含みますが、サービス利用地域がKDDI社のau回線カバーエリア外である場合を除きます）が生じた場合において、当社が当該状態が生じた事を認識した時から連続して48時間以上の時間が経過した時は、当社は契約者に対し、その依頼に基づき利用不能時間分の延長（日単位の加算）を行うものとします。ただし、契約者が当該依頼をし得ることとなった日90日を経過する日までに当該依頼を行わなかった場合には、契約者はその権利を失うものとします。

第16条 対応モデルのサポート期間と通信利用可能期間

1. 当社は、Lenovo ConnectIN対応製品の機能維持に必要となる部品の最低保証期間を定めています。通信可能期間が満了となっていな場合でも、Lenovo ConnectIN対応製品の保証期間が終了となっている場合には、Lenovo ConnectIN対応製品本体に関するサポートや無償修理の依頼を受け付けることはできません。
2. 当社Lenovo ConnectIN対応製品の製造や販売期間終了後に、延長保証サービスを別途購入した契約者に対し、上記第18条 1 項に定める最低保証期間を超える期間の修理サポートを提供しています。ただし、Lenovo ConnectIN対応製品を製造・販売期間の終了間近に購入し、1年経過した後にLenovo ConnectINの契約（回線開通申請）を行った場合に、修理サポート期間が既に終了している場合があります。その場合においては有償であっても修理を受け付けることができません。

*ご参考：レノボ保証規定については下記WEBサイトをご確認ください

https://download.lenovo.com/ibmdl/pub/pc/pccbbs/thinkcentre_pdf/I505-0010-02_jp.pdf

第4章 雑則

第17条 個人情報保護

1. 当社は、Lenovo ConnectINの提供に関して取得した個人情報（以下「個人情報」といいます）を、法令および当社が定めるLenovo個人情報保護方針-Japan（<https://www.lenovo.com/jp/ja/privacy/pi-policy/>）に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、Lenovo ConnectINの提供に関して取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。
 - 1) Lenovo ConnectINの提供に係る業務遂行のため（契約者に対して必要となる連絡や通知を含みます）
 - 2) サービスレベルの維持向上を図ることを目的に、各種アンケート調査や分析を行う場合
 - 3) 当社の商品、サービスに関する情報（当該Lenovo ConnectINに限らず、当社の他の商品やサービス、または今後発表される商品やサービス紹介情報等を含みます）または提携先の商品やサービス等の情報を管理者がアクセスした当社WEBサイト上に表示し、メールや郵便等により送付し、または電話することにより提供する場合
 - 4) 前各号に付帯する業務を行う場合
 - 5) その他管理者から得た同意の範囲内で利用する場合
3. 当社は、管理者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、Lenovo ConnectINの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全または一部を第三者に委託する場合において、当社は当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。
4. 前項にかかわらず、法令に基づく請求または特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条に基づく開示要求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第18条 保証および責任の限定

1. Lenovo ConnectIN は、KDDI の通信網における通信・電波状況が著しく悪化した場合その他 KDDI の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があります、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。
2. 前項に定める事項のほか、Lenovo ConnectIN は、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。
3. 当社は、契約者が Lenovo ConnectIN の利用に関して被った損害（サイバー攻撃等、その原因の如何を問わず）について、賠償の責任を一切負いません。ただし、当該損害が当社の故意、または、重大な過失により発生した場合については、この限りではありません
4. 契約者が、Lenovo ConnectIN の利用に関して第三者に与えた損害について、当社が当該第三者に当該損害の賠償を行った場合は、当社は契約者に対し、当該賠償について求償できるものとします。

■更新履歴

2026年1月30日 V2.0 作成

2025年9月30日 V1.3 作成

2025年4月18日 V1.2 作成

2025年1月24日 初版発行